

(平成21年4月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から同年5月まで
社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。平成元年5月にA市に転入した際、国民年金の加入手続を行い、市役所で未納分をすべて納付したはずなので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年5月ごろ、結婚に伴いA市に転入した際、国民年金の加入手続を行い、併せて未納保険料3万5,000円を納付したとしている。申立人の年金加入記録をみると、申立期間以外はすべて厚生年金保険加入期間と国民年金第3号被保険者期間であり、保険料を納付したとすればこの期間しかなく、納付したとする金額は申立期間の保険料の合計とおおむね一致する。

また、B社会保険事務局に確認したところ、当時、過年度保険料の納付を推進するため、市町村の窓口には過年度保険料の納付書が置かれており、市役所で金額を記入してもらい、金融機関での納付が可能であったとしており、申立人の主張を裏付ける取扱いが行われていたことが確認できる。

さらに申立期間は5か月と比較的短期間であり、申立人及び夫とも申立期間以外に年金保険料の未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月まで

社会保険庁の記録では、昭和 58 年 10 月に国民年金の資格喪失届を提出したこととなっているが、同届を提出した記憶は無く、継続して任意加入して保険料を納付してきたはずである。未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 10 月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間の前後を通じて申立人の住所や申立人の夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が、申立期間に任意加入の資格を喪失させる理由が無く、国民年金に未加入で保険料を納付していないとされているのは不自然との心証を得た。

さらに、申立人は、昭和 58 年 4 月分の保険料から、納付忘れを防止するため、申立人の夫名義の口座からの口座振替による国民年金保険料の納付を開始（手続は昭和 58 年 6 月）するなど、積極的な保険料の納付意識が認められ、開始からわずか 4 か月後に資格喪失手続を行うのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から59年12月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。昭和54年6月末に会社を退職した後、国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してきたはずなので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年5月に結婚し、申立期間当時、申立人の夫が厚生年金保険適用事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたため、国民年金の任意加入期間に相当する。

申立人は2冊の年金手帳を所持しているが、2冊の手帳はいずれも同じ国民年金手帳記号番号であり、申立期間は未加入の記録となっている。また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は昭和54年7月ごろに行ったとする国民年金の加入手続き、保険料の納付方法、金額等を記憶しておらず、当時の状況は不明であり、申立期間について保険料を納付したことをうかがわせる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。